

**岡垣町新型インフルエンザ等対策行動計画
【概要版】**

岡垣町

平成26年5月

目次

はじめに・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 岡垣町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の趣旨	1
2 町行動計画の対象とする感染症	1
3 新型インフルエンザ等対策の目的	1
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	2
5 新型インフルエンザ発生時の被害想定	2
6 対策の推進のための役割分担	3
7 発生段階	4
8 岡垣町行動計画の主要7項目	5

各段階における対策	8
-----------	---

1. 岡垣町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の趣旨

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えるおそれがあります。このため、町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、政府行動計画や県行動計画を基にし、学識経験者の意見を聴いて、岡垣町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定しました。

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

なお、町行動計画の策定に伴い、平成21年（2009年）8月に策定した「岡垣町新型インフルエンザ対策行動計画」は廃止します。

2. 町行動計画の対象とする感染症

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

3. 新型インフルエンザ等対策の目的

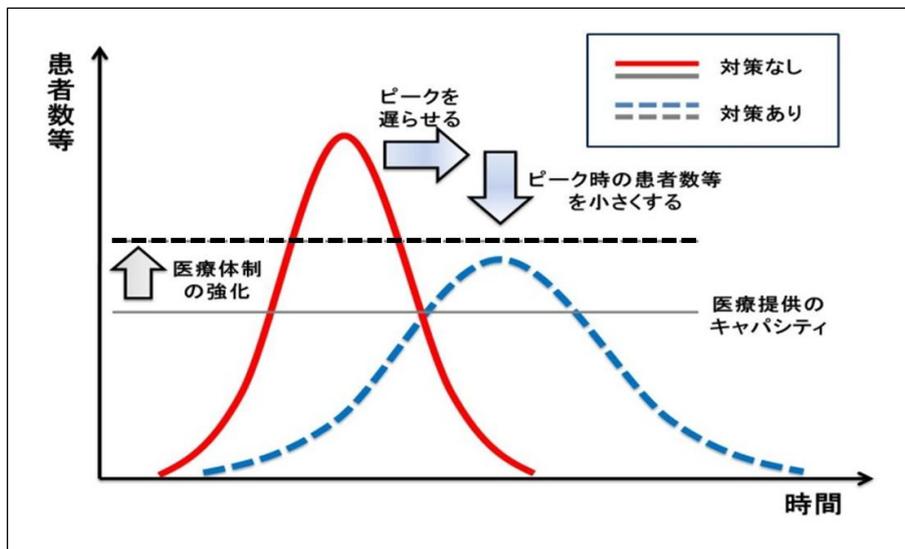
- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を守る。

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。

- (2) 町民生活及び経済に及ぼす影響を最小となるようにする。

- 地域での感染対策要等により、欠勤者の数をできるだけ減らせるよう努めます。
- 業務継続計画を作成・実施することなどにより、医療提供の業務又は町民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

【対策の効果概念図】



4. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重し、県が実施する措置の協力並びに町が実施する措置に当たって、町民の権利と自由に制加える場合には、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないことも考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではありません。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、県対策本部、市町村対策本部及び指定地方公共機関等は相互に緊密な連携を図り、総合的な対策の推進を図ります。また、必要がある場合には、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

(4) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

5. 新型インフルエンザ発生時の被害想定

町行動計画を策定するに際しての被害想定は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計しました。

【岡垣町における新型インフルエンザ発生時の被害想定】

患者数等	岡垣町		遠賀中間地区(参考)		福岡県(参考)	
医療機関を受診する患者数	3.4千人～6.2千人		1.4万人～2.6万人		52.9万人～97.5万人	
病原性による患者数等の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	150人	480人	660人	2,050人	2.3万人	7.5万人
死亡者数	50人	190人	220人	810人	7千人	2万7千人
1日あたり最大入院患者数	30人	110人	120人	470人	4千人	1万6千人

6. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下、基本的対処方針を決定し対策を強力に推進していきます。

(2) 地方公共団体の役割

【県】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、以下の対策を実施します。

- 新型インフルエンザ等の発生前は、医療の確保、県民生活・県民経済の安定の確保等の自らが実施主体となる対策に関し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。
- 新型インフルエンザ等の発生時は、基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて国と協議を行いながら対策を推進します。また、市町村と緊密な連携を図りながら、市町村における対策の実施を支援します。

【町】

町は、町民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援及び新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある独居高齢者や障害者等（以下「要援護者」という。）への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図り行います。

(3) 医療機関の役割

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等の患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

(4) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法に基づき、新型

インフルエンザ等対策を実施する責務を有しています。

(5) 登録事業者

登録事業者※1は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、職場における感染対策の実施や医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続するよう努めます。

※1 登録事業者

特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの

(6) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策を行うことや、新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大を抑えるため、マスク着用など個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

7. 発生段階

地域での医療提供や感染対策等については、地域での発生状況に応じ、柔軟に対応する必要があるため、以下の6段階に分類し、対応方針を定めています。

各段階の移行については、県全体の発生状況を踏まえ、福岡県新型インフルエンザ等対策本部長である知事が判断します。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、福岡県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
県内発生早期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接種歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	福岡県内で新型インフルエンザ等の患者の接種歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

8. 町行動計画の主要7項目

1. 実施体制

- 県、市町村、医療機関、事業者などの関係機関が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うため、未発生期においては、新型インフルエンザ等の発生に備え、岡垣町新型インフルエンザ等対策会議（以下「町対策会議」という。）を必要に応じ開催するとともに、地域における感染症対策の中核的機関である宗像・遠賀保健福祉環境事務所や遠賀中間医師会等の関係機関と緊密に連携を図り、必要な対策の準備について協議を行います。
- 新型インフルエンザ等の発生により政府対策本部及び県対策本部が設置された時点で、「岡垣町新型インフルエンザ等対策本部」（以下「町対策本部」という。）を設置するとともに、総合的、効果的な対策の推進を図ります。
- 国が新型インフルエンザ等緊急事態※₂宣言を行い、県が緊急事態措置を実施すべき区域となった場合には、町は、県と連携をとって、必要な措置を行います。

※₂ 新型インフルエンザ等緊急事態

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

2. 情報収集

サーベイランス※₃は県等において実施されます。町は県と連携して情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じて、その取り組み等に適宜、協力します。

※₃ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

3. 情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等の発生前（未発生期）には、予防的対策として、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを町民等に情報提供していきます。
- 新型インフルエンザ等の発生時（海外発生期以降）には、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮して情報提供を行います。

4. 予防・まん延防止

主なまん延防止対策

①個人における対策

県内における発生初期の段階から、マスク着用・手洗いなどの基本的な感染対策を実施するよう周知します。新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合は、県と協議を行い、必要に応じ、町民に周知することとします。

②地域・職場対策

県等は、県内における発生初期の段階（県内発生早期）から、個人における対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施し、感染対策の徹底等を図ります。町は、県からの要請に応じ、取り組みに適宜、協力します。

特定接種

特措法第28条に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者等に先行的に行われる予防接種のことで、国の指示により事業者等が実施します。

5. 住民に対する予防接種

住民に対して行う予防接種のことで、町は国の指示により町民に対し予防接種を実施します。

- 緊急事態宣言が行われている場合には、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行い、対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないとされています。
- 一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づき行います。
- 原則として集団的接種を行います。関係機関と連携して実施し、また住民等へワクチンや予防接種に関する情報提供を行います。

6. 医療

- 町は、住民に最も近い行政単位であることから、在宅療養患者への支援体制の検討・整備を行います。
- 町は、県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。

医療に関して県が実施する対策

- 発生時における医療体制の維持・確保
- 医療関係者に対する要請・指示、補償
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

7. 町民の生活及び経済の安定の確保

- 町は、新型インフルエンザ等対策実施のため、事前の準備を進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生活及び経済への影響が最小限となるよう、業務計画に基づき事業等を継続・実施します。
- 要援護者に対し事前に世帯の把握に努め、発生後、速やかに必要な支援を行います。

各段階における対策

発生段階ごとの主な対策については、以下に示すとおりです。

○ 個々の対策の実施時期は発生段階と必ずしも一致しないこと等があるため、段階は目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

発生段階	対策の考え方	主な対策
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生に備えて体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連絡体制の確認、訓練を実施 <input type="checkbox"/> 感染対策の実施 <input type="checkbox"/> 住民接種の準備（接種体制の構築） <input type="checkbox"/> 要援護者の把握、具体的な支援体制の整備 <input type="checkbox"/> 火葬能力の把握
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内発生の遅延と早期発見に努める ● 県内発生に備えて体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 県対策本部が設置された場合、特措法に基づかない町対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 特定接種の実施（町が対象の職員に対して実施） <input type="checkbox"/> 国から県を通じて要請に基づき、遺体の安置場所確保を準備
県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内での感染拡大を抑える ● 患者に適切な医療を提供する。 ● 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 緊急事態宣言がなされた場合、特措法に基づく町村対策本部の設置 <input type="checkbox"/> まん延防止対策 <input type="checkbox"/> 住民接種の実施 <input type="checkbox"/> 要援護者対策の実施 <input type="checkbox"/> 水の安定供給
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療体制を維持する。 ● 健康被害を最小限に抑える。 ● 町民生活及び経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住民接種の実施 <input type="checkbox"/> 遺体の火葬・安置 <input type="checkbox"/> 水の安定供給 <input type="checkbox"/> 在宅療養患者への支援や自宅で死亡した患者への対応
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 緊急事態解除宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を廃止